

介護職員の待遇改善を求める意見書

超高齢化社会を迎える中で、介護職員の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37万7千人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。

また、職員不足に加えて介護報酬の引き下げにより事業所を閉鎖するなどの事例が相次いでおり、低賃金や労働条件の悪化などによる離職も後を絶ちません。本年度、介護報酬がプラス改定されましたが、前回改定時のマイナス分を取り戻す水準ではなく、介護事業所の経営悪化や介護職員のさらなる離職が懸念されます。

介護職員の人材確保・離職防止を進めていく上で「労働環境の整備」が重要であることは、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」でも示されているとおりです。

しかし、指針が改定された以降も、介護職員の労働環境が改善されたとは言いがたい状況が続いています。

介護現場における人材確保・離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は国の責任で行うべきです。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 介護現場で働くすべての介護職員の待遇改善策を講じ、賃金水準の引き上げを図ること。
- 2 介護職員の待遇改善を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。
- 3 介護職員の待遇改善に当たっては、介護保険財政に対する国の負担割合の引き上げを含め、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成30年12月17日

伊 那 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣